

議案第37号

訴訟上の和解について
上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

訴訟上の和解について
下記により訴訟事件について和解する。

記

1 事件番号及び事件名

独立当事者参加申出事件
(基本事件 損害賠償請求事件)

2 当事者

(1) 参加人 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
上記代表者区長 坂本 健

(2) 原告ら
原告A
原告B
原告C

(3) 被告ら
被告A
被告B
上記代表者代表理事

(4) 利害関係人
上記代表者代表取締役

3 事件の概要

- (1) ■■■■■、交通整理が行われていない見通しのきかない交差点において、訴外生活保護受給者が運転する原動機付自転車の側に一時停止の規制があったにもかかわらず、訴外生活保護受給者は一時停止することなく同交差点に進入し、被告Aが運転する自動車と衝突した（以下「本件事故」という。）。なお、被告Aは被告Bの従業員であり、本件事故はその業務執行中に発生したものである。
- (2) 訴外生活保護受給者は、本件事故に起因する傷病について、医療機関において治療を受けたが、■■■■■に死亡した。
- (3) 本件事故に係る医療費について、直ちに被告らからの賠償が見込めなかったため、区はやむを得ず訴外生活保護受給者に対し生活保護法に基づく医療扶助の給付を行った。このため、区は、同法第76条の2の規定により、訴外生活保護受給者が本件事故について被告らに対して有する損害賠償請求権を、医療扶助の給付額の限度で取得した。
- (4) 令和5年8月30日、訴外生活保護受給者の遺族である原告らは、本件事故によって訴外生活保護受給者に生じた損害に係る損害賠償請求権を相続したとして、被告らに対し、損害賠償を求める訴えを提起した。
- (5) 令和6年7月11日、区は、原告らが提起した訴訟に当事者として参加し、区が医療機関に支弁した医療扶助費5,426万6,567円から65%を過失相殺した1,899万3,298円を被告らに対して請求するため、独立当事者参加の申出をした。
- (6) 令和6年11月19日、区は、医療機関が作成する診療報酬明細費の金額誤りにより(5)の申出時に未支弁であった医療扶助の額が58万9,984円に確定し、これを支弁したため、請求額を、5,485万6,551円から65%を過失相殺した1,919万9,792円に変更した。

賠償債務として、22万8,736円の支払義務があることを認める。

- (10) 原告らは、被告Bに対し、連帯して、(9)の金員を、令和8年5月15日限り、被告Bが指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は原告らの負担とする。
- (11) 原告らは、利害関係人に対し、連帯して、本件事故に関する求償債務として、2万9,250円の支払義務があることを認める。
- (12) 原告らは、利害関係人に対し、連帯して、(11)の金員を、令和8年5月15日限り、利害関係人が指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は原告らの負担とする。
- (13) 被告らは、参加人に対し、連帯して、本件事故に関する人的損害賠償債務として、1,829万8,352円の支払義務があることを認める。
- (14) 被告らは、参加人に対し、連帯して、(13)の金員を、令和8年4月30日限り、参加人が指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告らの負担とする。
- (15) 原告ら及び参加人は、その余の請求を放棄する。
- (16) 原告ら、被告ら、参加人及び利害関係人は、原告らと被告らとの間、原告らと利害関係人との間、参加人と被告らとの間、原告らと参加人の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (17) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

(提案理由)

裁判所の勧告に基づき和解する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提出するものである。